

○安曇野市体験や観光を取り入れた農業経営推進補助金交付要綱

令和2年3月27日告示第134号

安曇野市体験や観光を取り入れた農業経営推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光との連携を通じた、農業体験や観光農園の取組を推進するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、安曇野市補助金等交付規則（平成17年安曇野市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農家民宿 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項第4号に規定するものをいう。
- (2) 安曇野市農家民宿連絡協議会 市の豊かな自然環境や伝統文化を活かした滞在型農業体験の受け入れ体制の推進を図るために、市内の農家民宿経営者等が連携し、地域産業の活性化に寄与することを目的に設置されたものをいう。

(補助事業等)

第3条 補助事業の区分、補助の趣旨、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者及び同一の世帯に属する者に市税、国民健康保険税及び介護保険料の滞納があるときは、補助金交付の対象としない。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、交付申請には、市税等に係る滞納状況等の確認に関する同意書（様式第1号）を添付しなければならない。

(交付条件)

第5条 規則第5条第6号に規定する条件は次のとおりとする。

- (1) 最初に宿泊を伴う滞在型農業体験の受入れをした年度から5年度は継続して安曇野市農家民宿連絡協議会へ加入すること。
 - (2) 前号の期間中に、宿泊を伴う滞在型農業体験の受入れを5回以上実施すること。
 - (3) 補助対象事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業が終了した年度の翌年度の初日から起算して5年間保存すること。
- 2 前項第1号及び第2号に定める条件については、安曇野市農家民宿連絡協議会事務局への照会により確認するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は規則第6条に規定する交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わ

なければならない。

- 2 補助金の交付決定を受けた者は、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1の農家民宿開業助成事業の項中「この要綱」とあるのは、「この要綱及び安曇野市農林業振興等助成事業補助金交付要綱等を廃止する告示による廃止前の安曇野市農家民宿開業助成事業補助金交付要綱」と読み替えるものとする。

別表第1 (第3条関係)

区分	補助の趣旨	補助対象者	補助対象経費及び補助率	限度額等
農家民宿開業助成事業	観光と連携した農業体験等への取組を推進する。	次の要件を全て満たす者 (1)市内に住所を有し、市内において農家民宿を開業する者 (2)安曇野市農家民宿連絡協議会に加入する者 (3)過去に、この要綱の補助金を受けていない者	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の簡易宿所営業に係る許可申請審査手数料100分の100	1回限りとする。
		農家民宿の開業に伴う、火災警報器又は消防法（昭和23年法律第186号）に適合する火災報知設備の購入及び設置費用2分の1	限度額40,000円とする。	

備考 上記の補助金のうち、端数について特別の定めがないものについて、1円未満の端数が生じたときは、1円未満を切捨てるものとする。

別表第2 (第4条、第6条関係)

	交付申請	実績報告
農家民宿開業助成事業	(1)火災警報器又は火災報知設備の設置個所を明示した図面 (2)補助対象経費の根拠書類	(1)旅館業経営許可書の写し (2)火災警報器又は火災報知設備の購入及び設置に対する領収書の写し

	(3) その他市長が必要と認める書類	(3) 安曇野市農家民宿連絡協議会加入を証する書類の写し (4) その他市長が必要と認める書類
--	--------------------	--